

541-0048
大阪市中央区瓦町2-6-6

株式会社 ヤラカス館

SooooS事業部

J06408

日本で活躍する盲導犬 1,067頭

(2011年3月末)

日本盲導犬協会ホームページアドレス

<http://www.moudouken.net>

HPからクレジットカードで寄付することができます。

《御礼》

公益財団法人日本盲導犬協会の事業にご理解を賜り誠にありがとうございます。このたびいただきましたご厚志は、盲導犬育成のために大切に使用させていただきます。

日本盲導犬協会は昭和42年設立以来、目の見えない人、目の見えにくい人が、行きたい時に行きたい場所へ安全に行くことができるよう盲導犬育成に精進してまいりました。

これからも一頭でも多くの盲導犬を育成できるよう、職員一同愚直に努力を重ねてまいりますので、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成 23 年 11 月 4 日

公益財団法人 日本盲導犬協会

税制上の優遇措置について

公益財団法人日本盲導犬協会に対する寄付金(賛助会費を含む)は、税制上の優遇措置があります。

1. 個人の場合

・所得税(国税)について

特定寄付金として寄付金控除限度額まで確定申告の際に「寄付金控除」が認められます。またH23年8月22日より、これまでの所得税控除に比べて減税効果の高くなる、税額控除制度の適用(選択制*1)が認められました。H23年1月1日に遡って適用されます。

*1「所得控除適用の税額」<「税額控除制度適用の税額」の場合には、従来通りの所得控除制度にて確定申告をすることが出来ます。

・住民税(地方税)について

H23年3月現在、神奈川県、横浜市及び仙台市の条例により寄付金控除指定団体に指定されています。こちらにお住まいの方には、特定寄付金として寄付金控除限度額まで確定申告の際に「寄付金控除」が認められます。

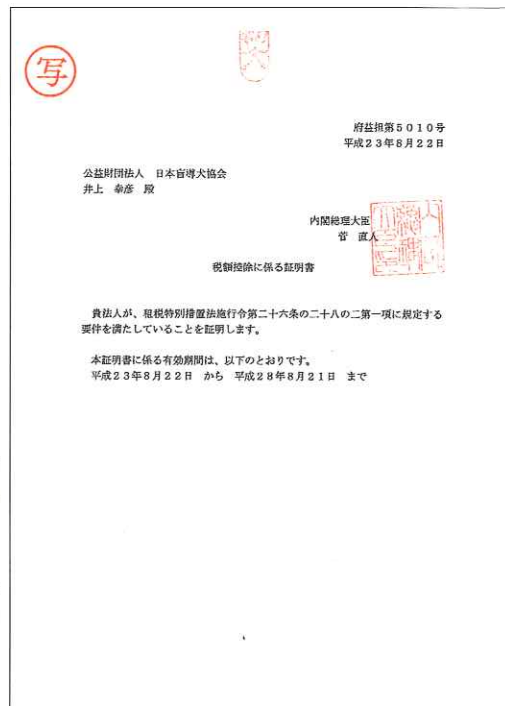
2. 法人の場合

寄付金を支出した法人の区分に応じてそれぞれ計算した金額内で、一般の寄付金とは別枠で損金の額に算入されます。

税制上の優遇措置を受けるための手続き

確定申告が必要です。次の書類を添付してください。

- ・弊協会が発行した寄付金の領収書(下部領収書)
- ・税額控除に係る証明書の写し(税額控除制度を選択した場合、右証明書)



J06408 領 収 書

No. 32561

株式会社 ヤラカス館

様

★ ￥7,061 -

平成 23 年 10 月 31 日

上記金額正に領収いたしました。

寄付として

当協会は、所得税法施行令第217条第3号及び法人税法施行令第77条第3号に掲げる公益財団法人であり、公益の増進に著しく寄与する法人です。



公益財団法人
につき、収入
印紙は貼付い
たしません

金額の訂正及び取扱者印のないものは無効です



理事長 井上 幸彦

〒150-0045 東京都渋谷区神泉町2-1-3-5
TEL: 03-5452-1266 FAX: 03-5452-1267